パソコンローン

平成３０年４月２日現在

商　品　名	パソコンローン
ご利用いただける方	安定継続した収入がある申込時年齢が満 20 歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	次の電子機器の購入資金 ※申込日時点で、支払日から１ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ① パソコン　④ デジタルテレビ ② プリンター　⑤ チューナー ③ デジタルカメラ　⑥ その他パソコン周辺備品
ご融資限度額	50 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	3 ヶ月以上　5 年以内
ご融資利率	年 7.5%（保証料込） ※ポイントサービス会員、または、自宅もしくは勤務先が店周 1km 以内にある方は最大 1.0%金利引き下げ
ご返済方法	① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とし、6 ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置は 6 ヶ月までです
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、可能な限り振込とさせて頂きます
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9 時～17 時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

熊本第一信用金庫